

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	渋川開拓・白屋 (渋川開拓、白屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している
- ・遊休農地が増加している
- ・中心経営体の高齢化が著しい
- ・農地が分散している
- ・湿田が点在している

(2) 地域における農業の将来の在り方

環境にやさしい農産物(コメ、野菜)生産やコスト削減に向け耕畜連携を進め、有機農業の実現を目指して行く。担い手確保に向け、若手農家と地区の中核農家と話し合いの場を設け、後継者育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	322 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	322 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

